

子どもの権利

第17号

ニュース

編集責任：日弁連子どもの権利委員会

2021年8月1日

改正少年法の内容と運用の行方

子どもの権利委員会副委員長・少年法に関する小委員会委員長 金矢 拓 (第二東京弁護士会)

はじめに

法制審議会少年法・刑事法部会が2020年9月9日に取りまとめ(本ニュース第13号参照)、同年10月29日の法制審議会総会での採択答申を受け、2021年2月19日閣議決定された、少年法等の改正案は、国会審議を経て、同年5月21日の参議院本会議で可決成立しました(2022年4月1日施行予定)。

今回は、成立した改正法の内容を国会での趣旨説明を踏まえつつ、施行に至るまでの弁護士会としての活動、施行後の弁護士付添人としての活動、さらには将来の再改正(今回の改正部分の撤回と適用年齢引下げを指向する改正の両方の可能性を含む)について検討します。

改正法の内容

今回の改正では、18歳・19歳の者も、引き続き「少年」として、少年法の適用対象と位置付けられました。

その結果、18歳・19歳の者であっても、①全家家裁送致、②少年鑑別所送致等の観護措置、③調査官調査、少年鑑別所の鑑別(科学主義)、④試験観察制度、⑤選択される処分の種類、⑥国選付添人制度、⑦検察官関与制度、⑧抗告、再抗告などについては従来どおりとなります。

他方で、選挙権が付与され、民法上成年とされるなどの変化を踏まえ、「特定少年」として、以下の点で、17歳以下とは異なる取扱いが定められました。

- ① 保護処分決定の方法
- ② 原則逆送対象事件の拡大
- ③ 推知報道の禁止を公判請求後に解除
- ④ ぐ犯の適用除外
- ⑤ 刑事事件の特例の一部不適用

保護処分の選択・決定

処分時18歳・19歳の少年に対して選択される保護処分のうち保護観察は、6か月の保護観察、2年の保護観察の2種類が定められ、後者については、遵守事項違反があった場合に、上限1年の範囲内で少年院に収容できる期間をあらかじめ決めて決定します。

少年院送致は、上限3年の範囲内で、収容できる期間をあらかじめ決めて決定します。

そして、保護処分の選択にあたっては、「犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内におい

て」決定しなければならない、すなわち、行為責任を上限とする範囲で、要保護性に応じて処分が選択されることとなります。重要なのは、行為責任によって下限が画されたり、行為責任に比例して処分が選択されなければならないとするものではないということです。

家裁は、少年院送致を選択した場合、「犯情の軽重を考慮し」て、3年以下の範囲内で、収容可能な期間の上限を定めますが、少年院における実際の処遇期間は、裁判所が定めたその範囲内において、従来どおり、処遇機関が処遇効果や環境調整の状況を見極めながら、仮退院、退院の判断をすることになります。

いわゆる「原則逆送」対象事件の拡大

いわゆる「原則逆送」対象事件は、現行の対象事件(行為時16歳以上で、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件)に加え、行為時18歳・19歳で、死刑・無期又は短期1年以上の懲役・禁錮の罪の事件に拡大されました。具体的には、強盗罪、強姦性交等罪、非現住建造物放火罪、建造物等以外放火罪等が含まれます。ただし書きの場合に、逆送しないことができるとする62条2項の構造は、現行法20条2項と同様で、犯情及び要保護性を総合的に考慮して判断されます。

推知報道の禁止の公判請求後の解除

行為時に18歳・19歳の事件について、公判請求がなされた場合には、推知報道禁止規定が適用されないこととなりました。他方で、捜査段階、家裁審判段階については、従前どおり、推知報道の禁止が及びます。また、推知報道の禁止が解除されたとしても、報道機関は、実際に推知事項を報道するか否かについては、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能になることも踏まえて、慎重に判断すべきと考えられます。

また、推知報道の禁止が及ばないからといって、公判請求された場合でも、捜査機関が当然に推知事項を公表するわけでもありません。

施行に備えた取組み

今回の改正法については、法案が公開された時点において、行為責任を上限とする以上、行為責任に

比例して処分が選択される(要保護性に応じた従来からの処遇勧告はなくなる)とする意見や、少なくとも17歳以下とは違う判断枠組みになるという条文の理解をする学者や弁護士もいました。しかし、国会審議における法務省の答弁からは、かかる解釈が取得ないことが明らかになりました。

日弁連では、2021年7月、国会答弁を引用しつつ、改正少年法の内容をわかりやすく説明したパンフレット「少年法2021年改正の概要」を作成しました。

また、8月24日・25日に予定されている当委員会の夏季合宿においても、その内容を周知する予定です。さらに、9月14日は、全会員向けにライブ研修も予定しています。

施行に向けては、各地の家裁と改正法の解釈に齟齬がないよう、事前協議が肝要と考えられます。

施行後の付添人活動

施行後は、安易に行為責任に拠って処分を決めるかのような審判がされることのないよう、18歳・19歳の少年の要保護性を丹念に論じる付添人活動が求められます。

また、いわゆる「原則逆送」対象事件については、現行の原則逆送事件のように被害者死亡事案ばかりでなく、万引きから逃れようとした事後強盗事案をはじめとして比較的軽微な事案も含まれることから、犯情及び要保護性を総合的に考慮して保護処分を選択するよう求める活動が必要となります。付添人活動の注意事項については、施行に向けて今後さらなる準備を予定しています。

5年後を見据えて

改正法の附則には、施行後5年を経過した時点で、制度の在り方の再検討をする条項があります。今回の法改正に強く反対してきた日弁連としては、この再検討において、現行法への復帰を目指すべく問題事例の収集に努める所存です。他方、5年後こそ年齢引下げをとの声は、現在も根強く存在しています。今回の結論で安心することなく、年齢引下げを阻止するための運動もまた継続する必要があると考えます。皆さまの一層のお力添えをお願いいたします。